

令和5年度 上川町地域公共交通活性化協議会【第1回】 議事録

日時：令和5年4月17日（月）14：00～

場所：上川町役場 大会議室

1. 開会

高野課長：皆様大変お疲れ様です。協議会の事務局を務めております。地域魅力創造課の高野と申します。本日は季節外れの雪が降る中、年度初めのお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。法律に基づく法定協議会という位置づけで開催している。内容につきましては議題に沿って説明させていただきたい。

町内における公共交通のありかたを含め公共交通計画を策定するためにこの協議会を結成。最適な住民生活の公共交通を継続していきたい。皆様よろしく願いいたします。

2. 会長（町長）あいさつ

町長：皆さまお集まりいただきありがとうございます。忙しい時期に出席いただきお礼申し上げます。状況的にはいろんな要因があり、地域における交通サービスの維持が厳しくなっている。より住民の皆様の手段を確保するためにも、しっかりとした計画を改めて策定する必要がある。これまでの役員会議に代わりまして、法廷の協議会に移行する必要がある、それにつきましては全体からの承認を得ている。各種既定の整備、次年度における事業計画等の内容について皆様に審議いただきたい。よろしく願いいたします。

3. 委員の委嘱について

高野課長：机上の方に委嘱状を置かせていただいているので受け取っていただき、委嘱期間よろしくお願いしたい。
名簿についてはお手元に配布。

4. 議事

(1) 上川町地域公共交通活性化協議会役員の指名について **全員承認**

町長：監査委員2人については会長が指名することになっております。上川町建設水道課課長、社会福祉協議会の事務局長にお願いしたい。

(2) 上川町地域公共交通活性化協議会関係規程について **全員承認**

- ・上川町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）について

池端係長：資料1をご覧ください。本協議会の事務局の運営及び財務について必要な事務について定めております。事務局は上川町地域魅力創造課に設置。

- ・上川町地域公共交通活性化協議会文書管理規程（案）について

池端係長：本協議会の文書管理に必要な事項を定めている。第4条以降に記載の重要な意思決定に関する事項その他の事項については記載の6点のとおり適切に文書を作成することとなっております。他の条文についてはお読み取りください。

- ・上川町地域公共交通活性化協議会会計規程（案）

池端係長：会計に関して必要な事項を定めております。第5条において予算の科目を別紙第1のとおりにすることや第12条以降における支出区分を設置要綱第2のとおりにすることを定めております。さらに契約の各種取り扱いについて第15条以降に記載されておりますので確認をお願いしたい。詳細についてはお読み取りください。

- ・上川町地域公共交通活性化協議会指名選考委員会規程（案）

池端係長：指名競争入札選考に必要な指名先行委員会の設置について定めている。地域公共交通計画の作成にあたり、本規定を重視しながら事務の執行に努めたい。詳細については各自お読み取りください。

- ・上川町地域公共交通活性化協議会会議傍聴規程（案）

池端係長：本協議会における傍聴に関して必要な規定を定めている。要綱の第7条7項においても協議会は原則として公開としていることから傍聴に関して規定が定められている。詳細については各種お読み取りください。

町長：現段階で皆様から何かお気づきの点、指摘があればお受けしたい。後ほど気づいた点があればご連絡ください。各関係規定につきましたは、ご了解いただけたということで扱わせていただきます。

(3) 令和5年度事業計画（案）について **全員承認**

池端係長：今年度の計画として地域公共交通計画を策定いたします。主な目的は2点となっており、1つ目は人口減少に伴い高齢者の移動手段の確保。2つ目は町内の観光、福祉、教育における移動手段の確保。この2点の目的を達成するために調査等を実施し実態把握をしながら上川町にとって最適な地域公共交通計画を策定する。計画の策定方法及び内容については3点あり、1点目は事業者の選定について

です。地域公共交通の調査、分析、アンケート情報調査等に精通している業者を選定し指名競争入札を行う。2点目、業務内容です。業務内容については記載の①地域公共交通の実態把握を含めた記載の4点を業務内容として進めていきたい。3点目は財源についてです。国の地域公共交通調査の補助金を活用し上川町の負担金を財源と考えております。

町長：みなさまからなにかございますか。特に内容であれば承認いただけたということで扱わせていただきます。

(4) 令和5年度予算(案)について 全員承認

池端係長：予算書のとおり説明

→異議なし

(5) 意見交換

町長：意見交換の時間にしたいと思います。

池端係長：地域公共交通のスケジュールを口頭で説明します。今後ですが本協議会が終わった後に国の方に補助申請を提出し、その後入札を5月中旬から下旬にかけて行い計画の方行います。6月に町民アンケート調査を行い実態把握したうえで計画の素案を作っていく。計画の素案ができた段階で第2回の協議会開催を予定している。計画の決定、策定は12月もしくは1月を予定している。

町長：スケジュールの説明がありましたが、その点も踏まえ皆様から何かありますか。

山下課長：地域公共交通計画は年度内に策定するイメージか。

池端係長：今年度中に策定いたします。

山下課長：委嘱が2か年だが2年目はどのようなことをするのか。

池端係長：計画策定後の運用の仕方を確認していただくことや上川町地域交通会議につきましては上川町内で走っております、かみくるの補助金をいただくところでも法定協議会が必要となっている。補助金の申請が的確に行われているか、協議会で判断していただきたい。

加茂専門官：ご発言いただいたことに関係するが、前の地域公共交通会議については道路運送法に基づいた会。協議会も同じような感じだが、元の法律が地域公共交通活性化再生法に基づいており、地域の公共交通について検討していきましょうという会議。地域の方の社会活動や日常生活が滞りなく行われるように必要な公共交通について考えていきましょう。町内のどのような交通が必要か、協議会で議論したい。道北バスに入っていたことにつきましては道路運送法の許可の申請を運輸局に出すが、その際に一部協議会で合意したことをもって添

付書類を省略できるものもある。省略するにあたり、本協議会で合意を得られていることが必要であり、道路管理者、公安委員会等の方には道路交通法上安全に支障がないか確認していただく必要がある。

町長：道北バスさんはなにかありあますか？

薩來様：運輸支局からあった通り、乗務員不足が経営課題となっている。今年の1月より平日ダイヤが維持できなくなっている。今後こういった運数や路線維持が必要なのかという議論を十分に意識して協議会に臨みたい。

山下課長：協議会の中で、許認可申請関係の書類を簡略化する権限がある話が出てきたと思うが、許認可絡みになると担当部署が変わってくる。自分の一存で決めるというのはどうなのか。例えば担当を協議会に参加させていただくことや、具体的な話になったときに部会のような組織があってもいいのでは。

高野課長：資料につきましては開催前にお手元に届けるようにしたい。許認可の関係についても案件が出る場合についても資料等作成し事前にお配りし、本協議会に諮るというような形にしたい。部会というものはいが随行として担当者の方にご出席いただくことも可能。その際は事前に事務局にご連絡いただければ対応可能。

町長：全体の運営としてお互いが弾力的に進めていく。
そのほかどうでしょうか。

5. その他

町長：その他何かございますか。

山下課長：地域公共交通計画を作るが道内で先行して計画策定しているところはあるのか。

庄司主幹：岩内町は昨年策定。フィーダー系統がある市町村については計画がなければ補助金が入らなくなるので、今年度中に全道中で策定になる。

加茂専門官：道内179の自治体があるが、半数くらいは計画を持っている。

6. 閉会

町長：積極的な意見交換があり、今後におきましても随意必要に応じた開催協力が出てくると思うので今後もよろしくお願いします。
本日はありがとうございました。